

東村山市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 3 年 8 月 27 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市手数料条例の一部を改正する条例

東村山市手数料条例（平成 12 年東村山市条例第 3 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 55 条の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、本案を提出するものである。

東村山市手数料条例の一部を改正する条例

東村山市手数料条例（平成12年東村山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「。以下同じ」を削る。

別表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項から22の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

東村山市手数料条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(免除等)

第6条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者からの申出により免除することができる。ただし、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2.2条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）を用いた多機能端末機（東村山市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）による請求については、この限りでない。

(1)～(6) (略)

2 (略)

別表（第2条）

手数料

事項		金額
1	(略)	(略)
2	(略)	(略)
3	(略)	(略)
4	(略)	(略)
5	(略)	(略)

旧 条 例

(免除等)

第6条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者からの申出により免除することができる。ただし、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2.2条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）を用いた多機能端末機（東村山市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）による請求については、この限りでない。

(1)～(6) (略)

2 (略)

別表（第2条）

手数料

事項		金額
1	(略)	(略)
2	(略)	(略)
3	(略)	(略)
4	(略)	(略)
5	(略)	(略)
6	個人番号カードの再交付(カードの追記欄の 余白がなくなった場合、個人番号若しくは住 民票コードの変更により返納した場合又は	1枚につき 800円

新 条 例

<u>6</u>	(略)	(略)
～		
<u>21</u>		

旧 条 例

	<u>国外転出により返納した場合の再交付(7の項においてこれらの理由による再交付を「無料再交付」という。)を除く。)</u>	
<u>7</u>	(略)	(略)
～		
<u>22</u>		